

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年5月10日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.113】

2億円超の事業協会公金が松崎氏とS氏の個人口座へ！

本号からは、福祉事業協会元理事長のS氏と同協会職員であったY氏に対する業務上横領被疑事件について、「6・19判決」に基づいて、具体的な資金の流れなどについて本格的に検証を進めることとしたい。裁判所が認めた「認定事実」では、福祉事業協会の資金の流れについて、以下の通り記載している（年は西暦に修正）。

第3 当裁判所の判断 1認定事実

(2) (注:警視庁)公安二課において、上記預金通帳(注:Sの居室から押収した福祉事業協会口座、S口座等)に係る預金口座に関する資金の流れを捜査したところ、本件福祉事業協会口座(注:S理事長名義の預金口座)から、2000年6月28日、2億1888万7804円が引き出され、同日、本件S口座(注:S氏の個人名義の預金口座)に、1億4888万7804円が振り込まれていたことが判明した。そこで、更に捜査をした結果、本件福祉事業協会口座は、2000年6月22日、「財団法人日本福祉事業協会理事長S」名義で、原告福祉事業協会の登記簿謄本を提出し、理事長の公印を届出印として開設されたものであったところ、同月23日、「全日本鉄道労働組合総連合会(注:JR総連)政策調査局長K」名義の口座から、2888万7804円が入金され同月26日、「財団法人日本鉄道福祉事業協会伊東さつき会館理事長S」名義の口座から、1億円が入金され、同月27日、「財団法人日本鉄道福祉事業協会理事長S」名義の口座から、9000万円が入金され、預金残高は2億1888万7804円となっていたが、同月28日、2億1888万7804円が引き出され、同日、そのうち1億4888万7804円が本件S口座に、その余の7000万円が原告松崎名義の口座に振り込まれた上、2001年3月29日、解約されたことが判明した。そして、上記一連の入出金の手続を銀行窓口で行った者は、原告Yであった。そこで公安二課は、口座開設や入金状況等から、本件福祉事業協会口座は、原告福祉事業協会の業務のために使用されている原告福祉事業協会所有のものであると判断した。

一見して実に怪しい資金の流れ！判決を基に徹底検証を開始

上記内容を図にまとめると、以下の通りとなる。2000年6月22日に事業協会の口座が開設されてから、ごく短期間にJR総連と福祉事業協会から2億円超の資金が入金され、その公金がS氏と松崎氏の個人口座に振り込まれたうえで、翌年3月には事業協会の口座が解約された。それも、一連の入出金は福祉事業協会の職員であるY氏一人が行ったというのだ。一見して、実に怪しい資金の流れである。横領の疑惑が生じるのも当然だ。

